

令和6年度



環境省

二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金

(浄化槽システムの脱炭素化推進事業)

CO₂

eco

事業実施に
必要な経費

$\frac{1}{2}$

を補助

節電対策

補助金を利用した浄化槽
機器の節電対策で、電気料
金を節約しましょう！

脱炭素化

地球温暖化対策のために
浄化槽の機器を見直して
二酸化炭素排出量の削減
に取り組みましょう！

公募期間：令和6年4月23日～11月29日

執行団体 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

次の各事業が補助対象となります。

但し(3)の事業は、(1)又は(2)の事業と併せて実施する場合にのみ対象となります。

(1) 最新型の高効率機器への改修事業

- 30人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯するブロワやポンプ等の電動機器を、最新型の高効率機器に入れ替えるほか、運転時間を効率的に削減するなどして、年間消費電力量(CO₂排出量)を**20%以上**削減する改修事業



(2) 先進的省エネ型浄化槽への交換事業



- 30人槽以上の既設合併処理浄化槽から最新の省エネ型浄化槽へ交換することによって、年間消費電力量(CO₂排出量)を**46%以上**削減する交換事業
- 処理対象人員を減らして浄化槽を小型化することによって消費電力を削減することも対象になるので、学校など児童・生徒数が減少している施設などは特に有効



(3) 再生可能エネルギー設備の導入事業

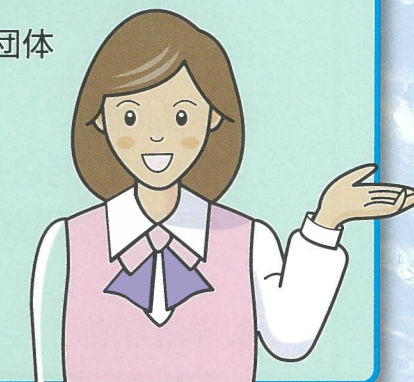
- 上記(1)又は(2)の事業と併せて実施する再生可能エネルギー(太陽光発電など)の導入事業
- 再生可能エネルギー設備は(1)又は(2)の事業により改修又は交換した浄化槽で必要とされる電力量を賄うもので、平時及び災害時にその浄化槽で自家消費することが可能なものであること。
- その他導入のための要件が定められていますので、詳細は(一社)全国浄化槽団体連合会にお問い合わせ下さい。



申請者の要件

※下記に該当し、全ての必要書類を提出できる浄化槽所有者が対象となります。

- 民間企業(個人事業主を含む)
- 独立行政法人(国立大学法人、公立大学法人を含む)
- 一般社団法人、一般財団法人(公益法人を含む)
- 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- 地方自治法第260条の2第1項に基づき認可を受けた地縁による団体
- 集合住宅・住宅団地等の自治会・管理組合など(任意団体を含む)
- 学校法人、医療法人、社会福祉法人など
- 法律により直接設立された法人
- 過去に交付規程に違反したことがない者
- その他環境大臣の承認を経て全浄連が認める者



補助事業を検討するにあたっての注意点

- この補助事業は、申請者(補助事業者)が今後も浄化槽を使用していく上で発生する消費電力を削減することによって、二酸化炭素の排出量を抑制することを目的としています。
補助金を利用して更新した機器等には、一定期間勝手に処分できないなどの制限があるので、数年以内に浄化槽(建物を含む)の譲渡や売却あるいは取壊しなどが予想される場合には、特に慎重に検討してください。
- 本補助金は単年度予算で実施されるものであり、複数年度にわたる事業計画については対象外となります。
- 補助金の交付決定を受ける前に行われた物品の購入や契約を交わした経費等については補助金の交付対象とはなりません。
- (1)事業と(2)事業の併願はできません。但し(3)事業については(1)事業あるいは(2)事業と併願での申請となります。
- 平成29年度から令和5年度に実施された二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金によって既に機器類の更新を行った浄化槽については、本補助金を利用して浄化槽本体の入替え更新を行うことはできません。

補助事業者の責務

補助金の交付決定を受けた申請者は「補助事業者」として、補助金の対象事業として認められた「補助事業」を円滑に実施する責務を負う。(交付規程第8条の9)

補助事業の実施に当たっては、各種法令、規則を遵守し、適正に事業を実施することが求められるほか、下記のような責務が発生します。

- 補助事業完了日の属する年度の終了後3年間、事業報告書を提出しなければならない。(年1回計3回、交付規程第16条)
- 補助事業により取得した財産について取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に浄化槽システムの脱炭素化推進事業で取得したものである旨を明示すること。(交付規程第8条の13、様式第10)
- 単価50万円以上の取得財産には、15年間の処分制限が発生する。(交付規程第8条の14)
- 補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、環境省(環境省から委託を受けた民間事業者)から調査の要請があった場合は、当該調査に協力し、必要な情報を提供すること。(交付規程第8条の17)